

令和6年度

北那須3市町連携事業

指定給水装置工事事業者講習会

那須塩原市水道事業

大田原市水道事業

那須町水道事業

目次

- 1 指定給水装置工事事業者制度について
- 2 給水装置工事について
- 3 給水装置の維持管理について
- 4 禁止事項及び注意事項について
- 5 水道事業者からの連絡事項

1 指定給水装置工事事業者制度について

(内容)

- 1-1 指定給水装置工事事業者制度の概要
- 1-2 指定給水装置工事事業者の遵守事項
- 1-3 給水装置主任技術者の職務等
- 1-4 指定の有効期間
- 1-5 指定の更新手続き
- 1-6 望ましい事業運営について

1-1 指定給水装置工事事業者制度の概要

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。



指定給水装置工事事業者

1-2 指定給水装置工事事業者の遵守事項

- 給水装置工事主任技術者の配置（事業所ごと）
（水道法第25条の3）
- 水道事業者への届出（主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）
（水道法第25条の4、水道法第25条の7）
- 事業運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める
（水道法25条の8及び同法施行規則36条）

上記法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

1-2 指定給水装置工事事業者の遵守事項

水道法施行規則第36条 事業運営の基準

- ① 給水装置工事**主任技術者の指名**（給水装置工事ごと）
- ② 適切に作業を行うことができる**技能を有する者の配置**
（配水管から分岐して給水管を設ける工事など）
- ③ 水道事業者の**承認を受けた工法、工事条件への適合**
- ④ **研修機会の確保**
（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）
- ⑤ **構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用**
- ⑥ **記録の保存**（工事ごと、3年間）

1 - 3 給水装置工事主任技術者の職務等

水道法25条の4、同法施行規則23条

- ① 給水装置工事に関する**技術上の管理**
- ② 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
- ③ **構造及び材質の基準**に適合していることの確認
- ④ 工事に関する**水道事業者との連絡調整**

(水道法施行規則第23条)

1-4 指定の有効期間

水道法第25条の3の2第1項 指定の更新

第16条の2第1項の指定は、**5年ごと**にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。



【解説】

令和元年10月1日に施行された改正水道法では、給水装置工事事業者の指定の有効期間を設けている。指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失う。

1-5 指定の更新手続き

①水道法に基づく届出

更新の手続きにあたっては、水道法第25条の2（指定の申請）及び第25条の3（指定の基準）を準用することとなるため、新規での指定の要件と同様となる。

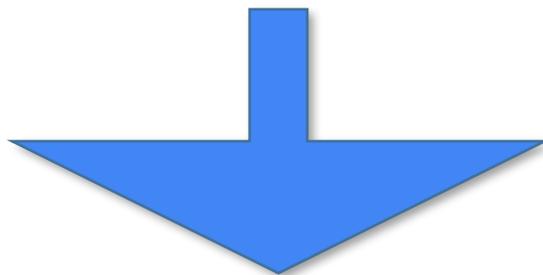
②厚生労働省通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」に基づく確認事項

◆確認事項は4項目

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

1-5 指定の更新手続き

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
水道事業者等が開催する指定給水装置工事事業者
を対象とした講習会の受講実績について確認する。



本講習会が該当するため、視聴後に受講報告書を御提出いただければ受講実績有りとなります。

1-5 指定の更新手続き

(2) 指定給水装置工事事業者の業務内容

水道利用者に提供する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実を図り水道利用者の利便性の向上を図るとともに、給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、指定給水装置工事事業者の業務内容について確認する。

確認する業務内容としては、以下の事項が挙げられる。

- ① 営業時間等：営業時間、修繕対応時間、休業日
- ② 漏水修繕等：屋内給水装置の漏水修繕、埋設部の漏水修繕、その他
- ③ 対応工事等：配水管分岐部から水道メーターまでの新設・改造工事、水道メーターから屋内給水装置までの新設・改造工事

1-5 指定の更新手続き

(3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

外部機関による研修（※）、事業所内訓練等による自社内研修を想定しているが、以下に挙げられる事項が含まれていることなど、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容であることを確認する。

① 水道法（給水装置関連）

- ・ 給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ・ 給水装置の構造及び材質

② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

③ 給水装置の事故事例と対策技術

④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

(※) 公益財団法人給水工事技術振興財団主催
e-ラーニング研修・現地研修会

1-5 指定の更新手続き

(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

給水装置工事に際しては、水道法施行規則第36条第2号の規定に基づき配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしており、その従事状況を確認します。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があり、次のスライドで示す資格を保有していると更に望ましいとされます。

1-5 指定の更新手続き

- ・水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者

1-5 指定の更新手続き

【4項目の情報の取扱いについて】

営業時間等の業務内容をはじめとした、お客様が指定工事事業者を選択する際に有用となるような情報をホームページ等で発信しています。情報に変更があった際には、変更の届出をお願いします。

1-6 望ましい事業運営について

[よくあるトラブル・苦情事例]

- 見積り・工事費等に関する事例
- 施工・漏水調査等に関する事例
- 接遇・モラルに関する事例

1-6 望ましい事業運営について

[見積り、工事費等に関する苦情事例]

- 電話では、現場を見ないと修繕費用はわからないと言われ、現場でも事前に見積りがなく、工事後に高額を請求された。
- 修繕前には見積りはできないと言われ、見積りをもらえなかった。修繕当日に振込票を持参し、翌日までに支払うよう言われた。
- 修繕の見積額が高額だったため断ったら、無料と聞いていた出張費、調査費を請求された。
- 漏水調査を行い特定できなかったが、調査費用を請求された。
- 見積りもなく、シャワー交換だけで高額請求された。

1-6 望ましい事業運営について

[対策例]

- 見積りのための費用、出張費用等が必要なときは、費用を請求する場合とその金額について、必ず事前に説明し、了承を得る。
- 掘削の状況により見積額が変わる場合は、想定できることを出来るだけ詳細に説明し、見積書に記載する。
- 見積内容について十分に説明を行い、お客さまの納得を得たうえで工事着手する。
- 施工中に予期していないことが判明し、追加費用が必要となった場合は、その時点でお客さまに説明し、協議するなど



1-6 望ましい事業運営について

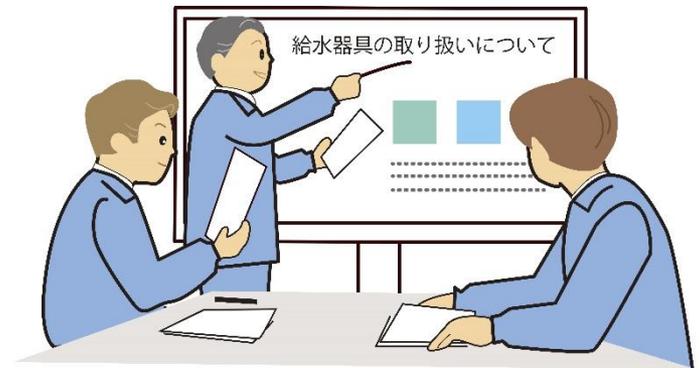
[施工、漏水調査等に関する苦情事例]

- 修繕が不十分で修繕箇所から漏水が再発した。
- 漏水箇所を長時間調査したが発見できなかった。調査費用は支払ったが、その後の対応についての説明がなかった。
- 修繕を依頼したが、修繕途中で一部施工できないと言われた。
- 給水管引込工事の際、迂回路もなく交通制限をしたため、通行に支障をきたした。
- 道路上の止水栓に開閉器を挿したまま放置していた。
- 早朝の6時30分ころから鉄管を切断し、騒音を発生させている。
- 工事後の始末がずさんであった。

1-6 望ましい事業運営について

【対策例】

- 技術・技能、給水器具の取扱い、安全衛生などについて、**社員教育・研修を実施**する。
- 漏水調査に当たっては、調査方法、調査費用、発見できなかった場合のその後の対応等について、**事前にお客さまと十分に協議**をしておく。
- 漏水調査機材の整備、事前の詳細な図面調査・現地調査、経験者の指導による漏水調査・工事**を実施する。
- 付近住民等に迷惑をかけないような**工法や施工時間**などを検討する。やむを得ず影響を及ぼすおそれがある場合は、**事前連絡、広報**を徹底する。 など



1-6 望ましい事業運営について

〔接遇、モラルに関する苦情事例〕

- 電話連絡の際、対応が横柄であった。
- 漏水修理の依頼で6～7件電話したが、「忙しい。」と断られた。
- 修繕を依頼したら、個人宅は受付不可だと断られた。
- 態度が悪い。
(上から目線、物言い、ポケットに手を入れたまま)
- 修繕を依頼したが、依頼者に作業を手伝わせ、作業中も文句と愚痴を言われ不愉快だった。
- 無断で私有地に駐車した。
- 訪問予定日に連絡もなく来なかった。
(事前連絡もなく訪問予定日より早く来た。)

1-6 望ましい事業運営について

〔対策例〕

- **待遇、モラル（倫理）の社員教育を徹底する。**
- 修理にすぐに行けない場合は、「忙しいから。」ではなく、「ただいま作業員が全員現場に出ております。×時頃であればお受けできますが、いかがでしょうか。」などと、**ていねいな説明**を心がける。
- 見積り等に時間がかかる場合は、「xxのため、x日くらいの期間がかかりますが、よろしいでしょうか。」など、事前に了承を得る。
また、途中で経過の連絡を入れる。



水道で

2 給水装置工事について

(内容)

2-1 給水装置・貯水槽水道の位置付け

2-2 給水装置の構造及び材質基準

2-3 給水装置工事の流れ

2-4 給水装置工事の計画・設計

2-5 給水装置工事の施工

2-1 給水装置・貯水槽水道の位置付け

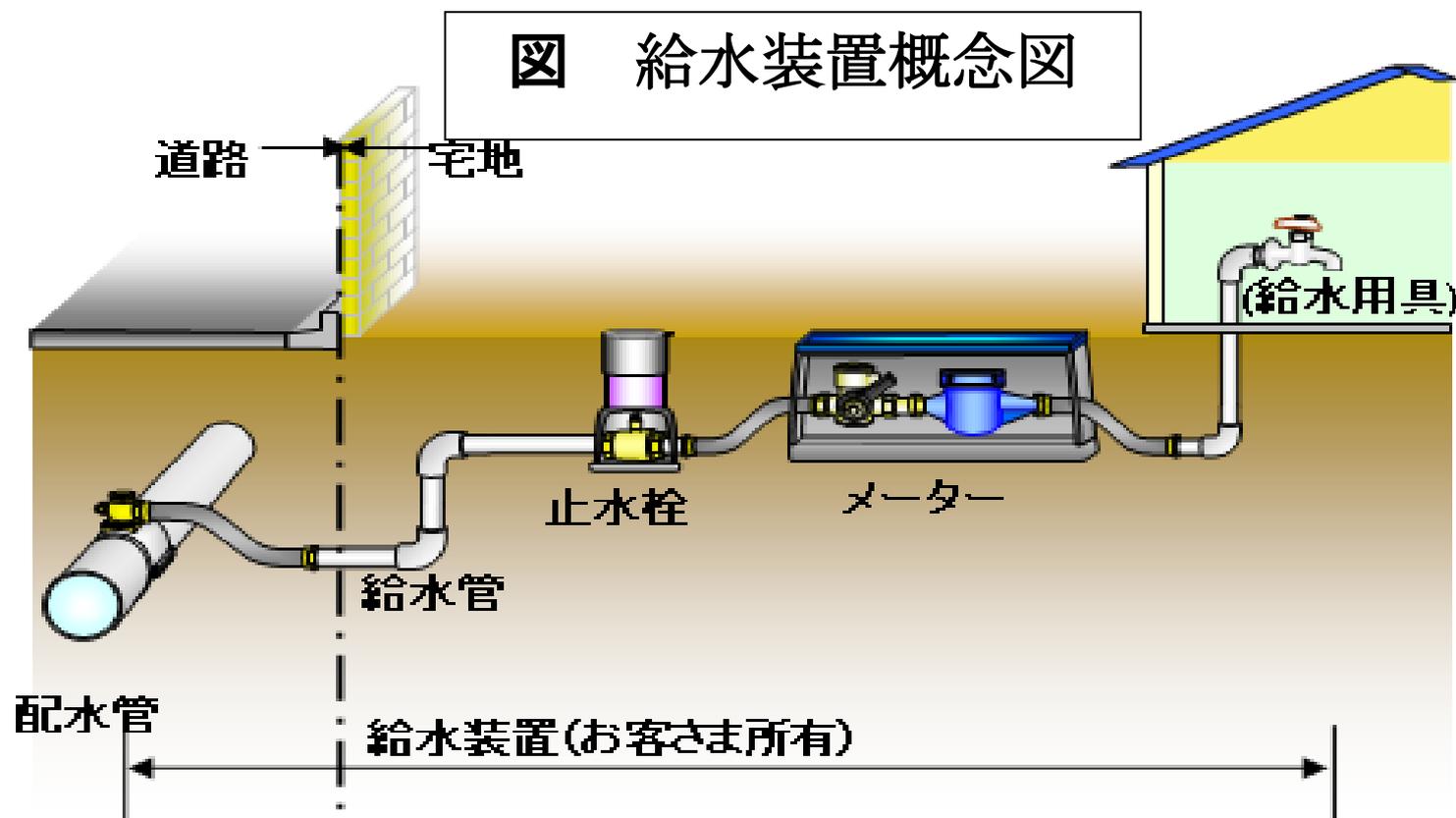
水道法第3条第9項

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

「直結する給水用具」とは、

給水管に容易に取り外しのできない構造で接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具

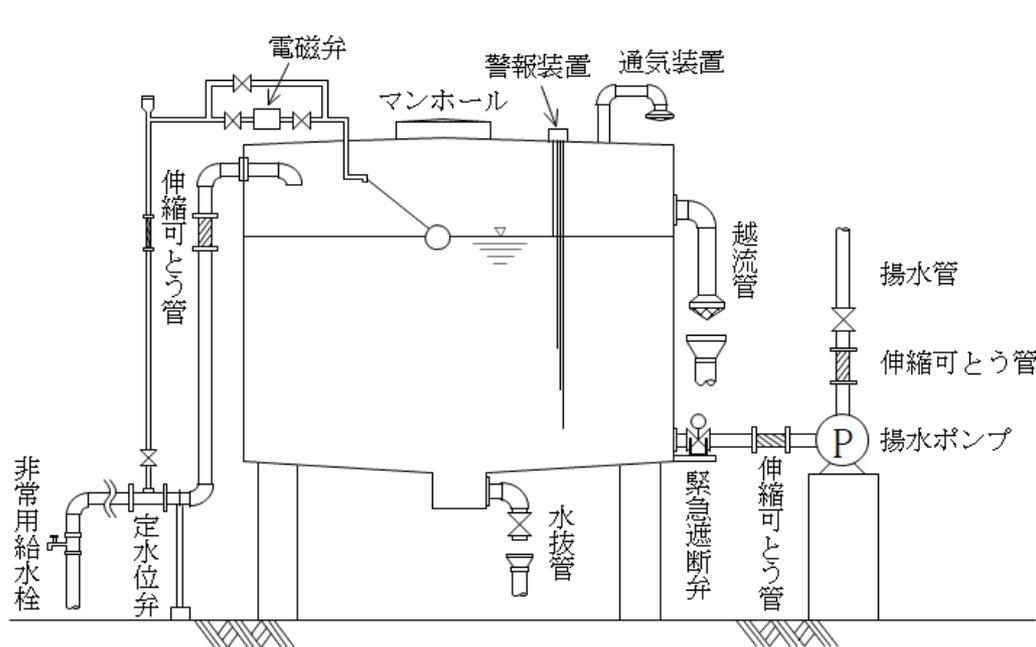
2-1 給水装置・貯水槽水道の位置付け



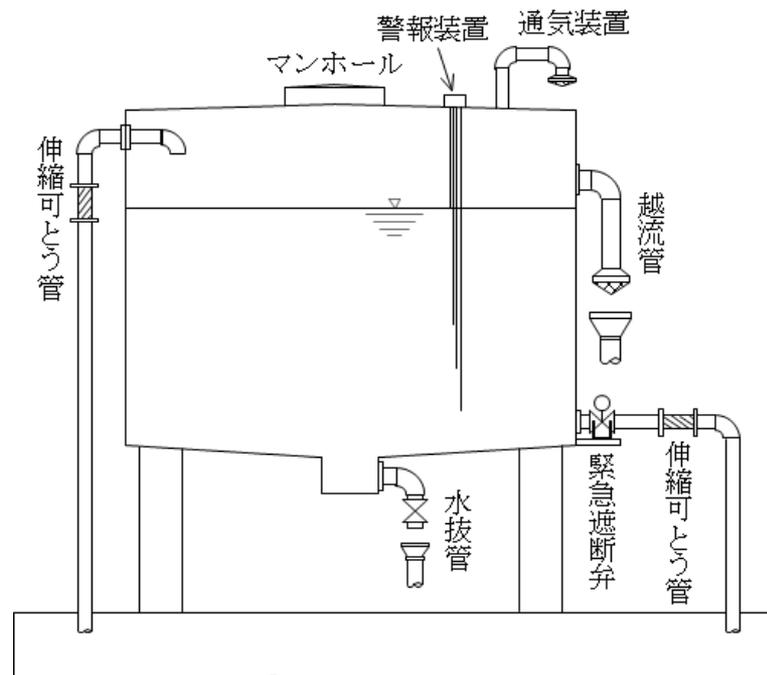
- 給水装置は、給水管、水道メーター及び給水用具から構成
- 水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合している必要がある。

2-1 給水装置・貯水槽水道の位置付け

貯水槽水道の地震対策



[受水槽]



[高置水槽]

受水槽及び高置水槽周辺の耐震化例

2-2 給水装置の構造及び材質基準

水道法16条 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造・材質が基準に適合していないときは、給水契約を拒み、又は基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2-2 給水装置の構造及び材質基準

水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準

- ① 配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧等に対して十分な耐力を有し、水が汚染され、又は漏れるおそれがないこと。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための措置が講ぜられていること。

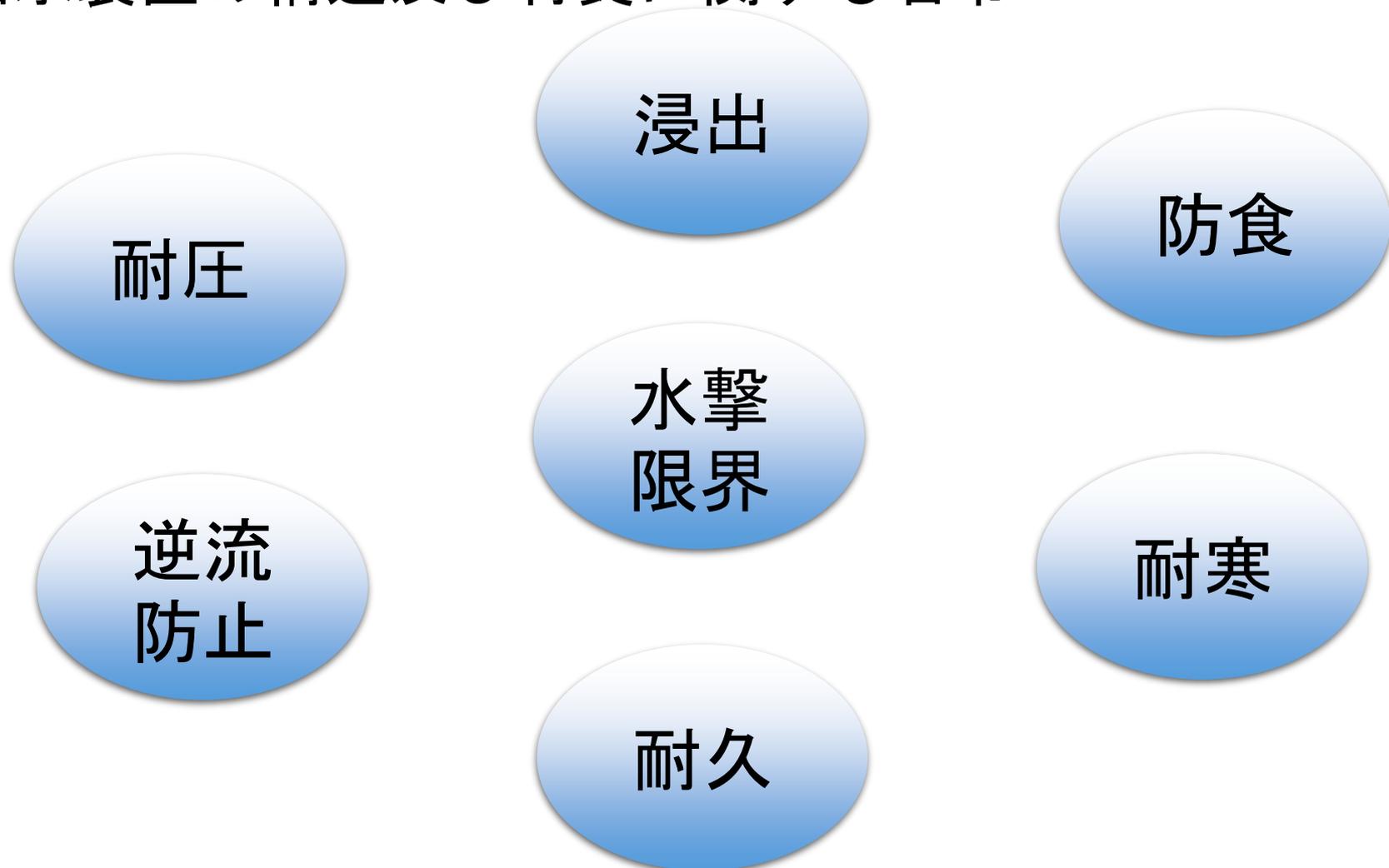
2-2 給水装置の構造及び材質基準

水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準

- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しなど、受ける器具、施設等に給水する給水装置は、水の逆流を防止するための措置が講ぜられていること。
- 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

2-2 給水装置の構造及び材質基準

給水装置の構造及び材質に関する省令



2-2 給水装置の構造及び材質基準

性能基準適合の確認方法

○ 自己認証

製造者等が自らの責任で基準適合性を消費者に証明

○ 第三者認証

製造者等の希望に応じて第三者認証機関が基準に適合することを証明・認証



シールの場合



押印等
の場合

公益社団法人
日本水道協会



一般財団法人
日本ガス機器検査協会



一般財団法人
日本燃焼機器検査協会



一般財団法人
電気安全環境研究所

【参考】
(公社) 日本水道協会
特別基準適合品表示マーク



シールの場合



押印等
の場合

基準省令の基準に加え、他の
性能を付記した基準に適合し
ていることを示すマーク

○ 給水装置の構造及び材質の基準を満足する製品 規格の製品など

日本産業規格 (JIS)、日本水道協会規格 (JWWA) 等

2-3 給水装置工事の流れ

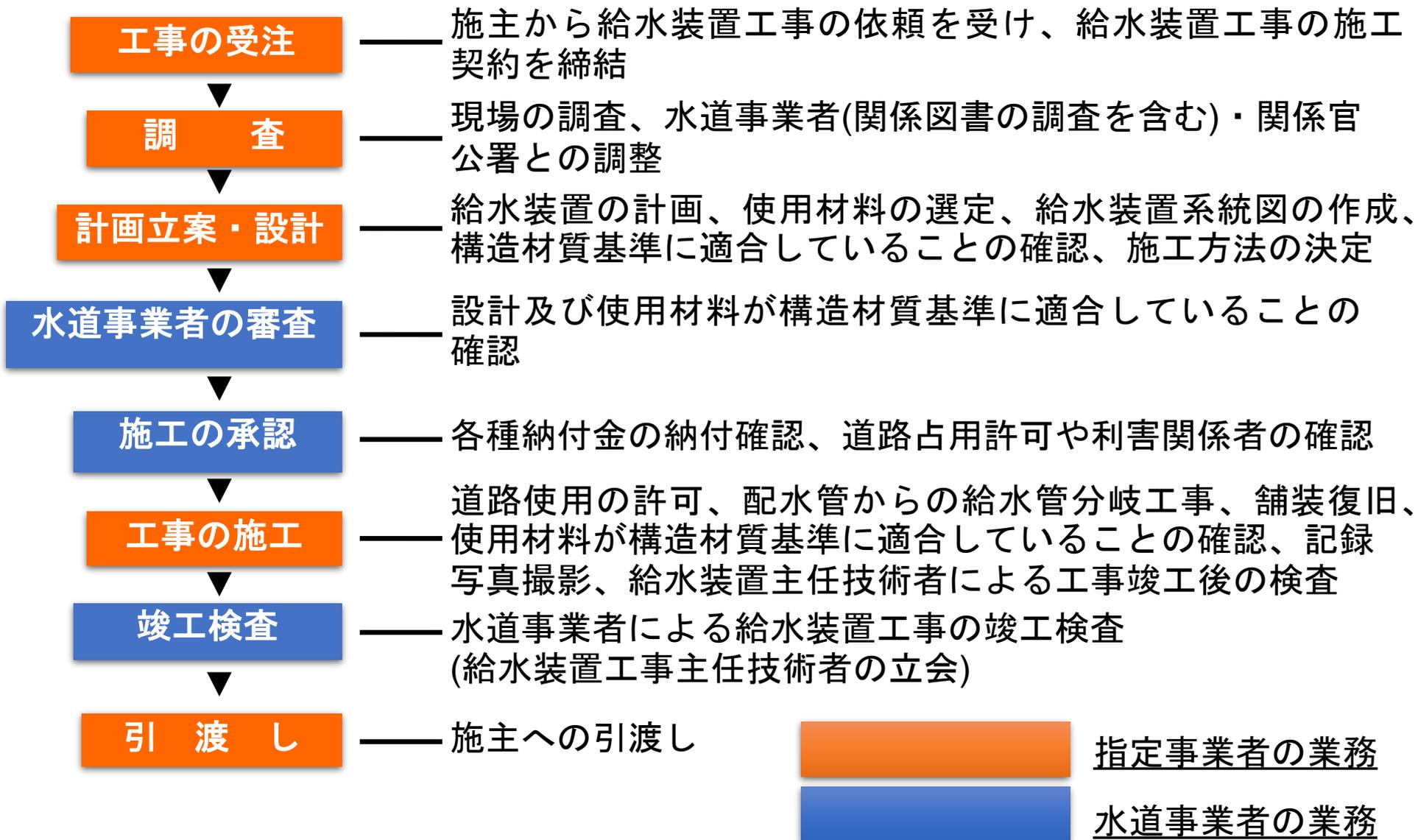
水道法第3条第11項

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

設置⇒新設、変更⇒改造、修繕、撤去工事

工事⇒調査、計画立案、設計、施工、竣工検査

2-3 給水装置工事の流れ



2-4 給水装置工事の計画・設計

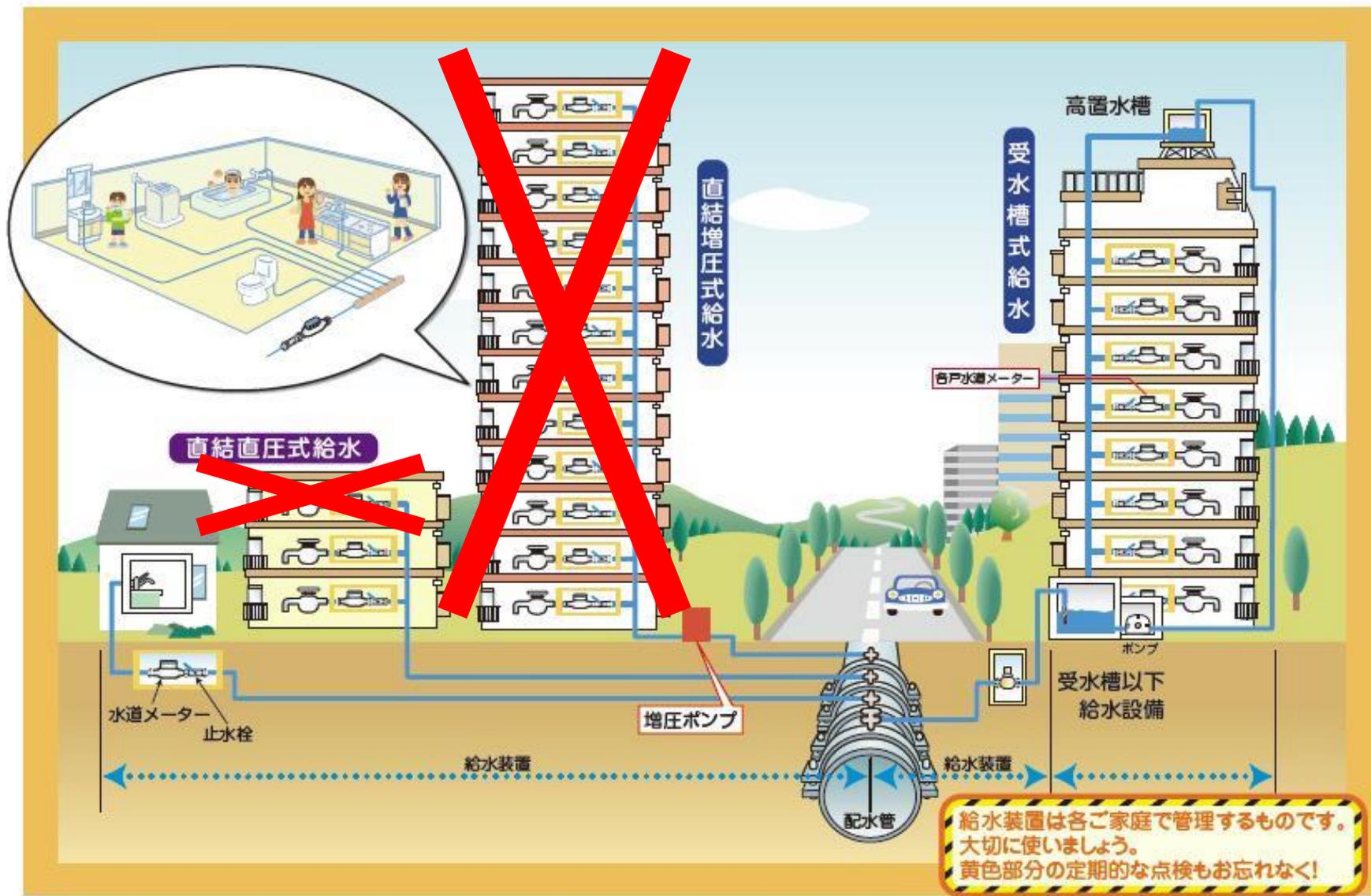
給水装置工事の計画

- 工事場所及び使用目的の確認
- 計画使用水量の決定
- 分岐可能な配水管及びその最小動水圧の確認
- 給水方式及び給水管口径の決定 等

給水装置工事の設計

- 給水管及び給水用具の選定
(給水装置の構造及び材質の基準への適合が必須)
- 工法の決定 等

2-4 給水装置工事の計画・設計



2-4 給水装置工事の計画・設計

① 一戸建て等における計画使用水量

- 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法
- 標準化した同時使用水量により求める方法

② 集合住宅等における計画使用水量

- 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
(従前からの方法、新たな方法)
- 給水用具負荷単位による方法
- 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

2-5 給水装置工事の施工

給水装置工事の施工

- 個々の現場状況や工種に応じた施工計画、品質管理
- 関係諸法令や各種基準などに基づく的確な施工
- 発注者（施主）が求める適正な施工 等

配水管から分岐して給水管を設ける工事

- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
- 水道事業者の承認を受けた工法、工期等の条件への適合 等

2-5 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

① 施工管理

- ・ 工事説明・広報
- ・ 断水など施工時間が定められた箇所での工程管理

② 工事に伴う公衆災害の防止

- ・ 道路交通法など関係法令の遵守、適切な措置

③ 道路占用及び掘削手続き

- ・ 道路管理者、交通管理者の許可条件の遵守
- ・ 民有道路、他人の所有地における適切な許可・承諾

2-5 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

④ 地下埋設物の取扱い

- ・ 各埋設管管理者への照会
- ・ 状況により、試験掘削が必要

⑤ 事故発生時等の応急措置

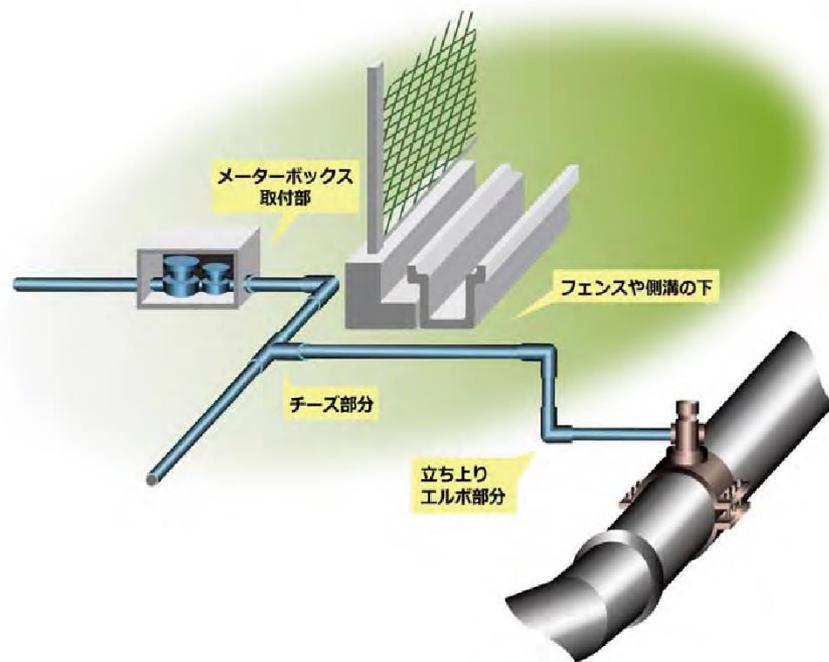
- ・ 直ちに必要な措置
- ・ 事故状況及び措置内容の報告（水道事業者、関係機関）

⑥ 配管工事

- ・ 所定の埋設深さ、土被りの確保
- ・ 防食措置、維持管理面に配慮、サンドエロージョン防止
- ・ 耐震性に優れた給水装置の設置に留意（需要者要望）

2-5 給水装置工事の施工

給水管被害件数	
鋼管（ねじ）	157
硬質塩化ビニル管 （TS継手）	4,224
ポリエチレン管 （冷間継手）	379
銅管	23
鉛管	350
設備部（止水栓、 メーター周りの付属設備）	971
サドル付分水栓	678
異種管接合部	32
管種不明等	143
計	6,957



給水管の典型的な被害箇所

出典：東日本大震災水道施設被害状況
最終調査報告書

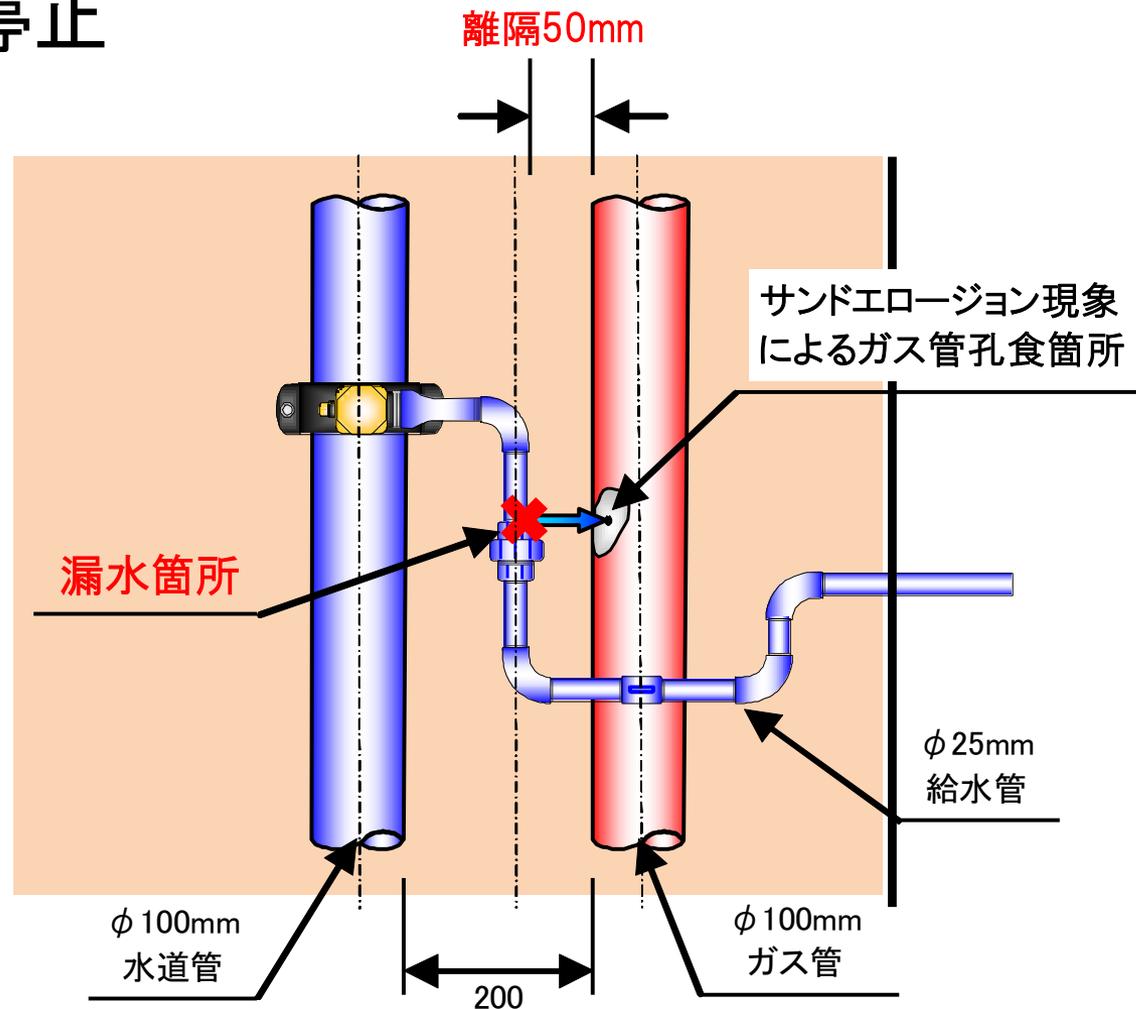
2-5 給水装置工事の施工



出典：東日本大震災水道施設被害状況
最終調査報告書

2-5 給水装置工事の施工

サンドエロージョン（サンドブラスト）現象によるガスの供給停止



2-5 給水装置工事の施工

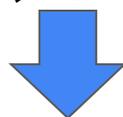
事故防止の基本事項

- 各工種に適した工法に従って施工
- 地下埋設物の有無を確認、埋設物管理者による立会い
- 周囲の地盤のゆるみ、沈下に注意、適切な防護措置
- 溶接機、切断機など火気を伴う機械器具の取扱に注意
- 各工種に応じた適切な人材配置、機械器具の操作確認
- 材料の荷崩れ防止、運搬、積みおろし時に歩行者等に注意
- 適切な保安施設を設置（道路管理者の定める基準等）

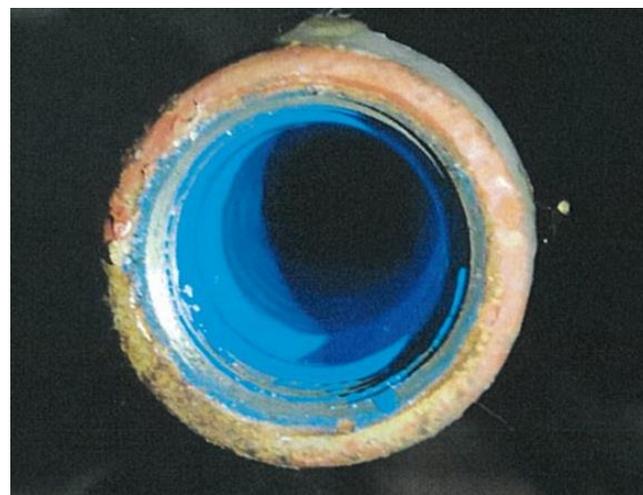
2-5 給水装置工事の施工

更生工事（参考）

すべてが新しい機能に回復するものではなく、
給水管の内面を特殊工法で改善する**暫定的な工事**



「配管の延命対策」



樹脂系塗料のライニングによる更生工事の施工例（施工前・施工後）

暮らしを

3 給水装置の維持管理について

(内容)

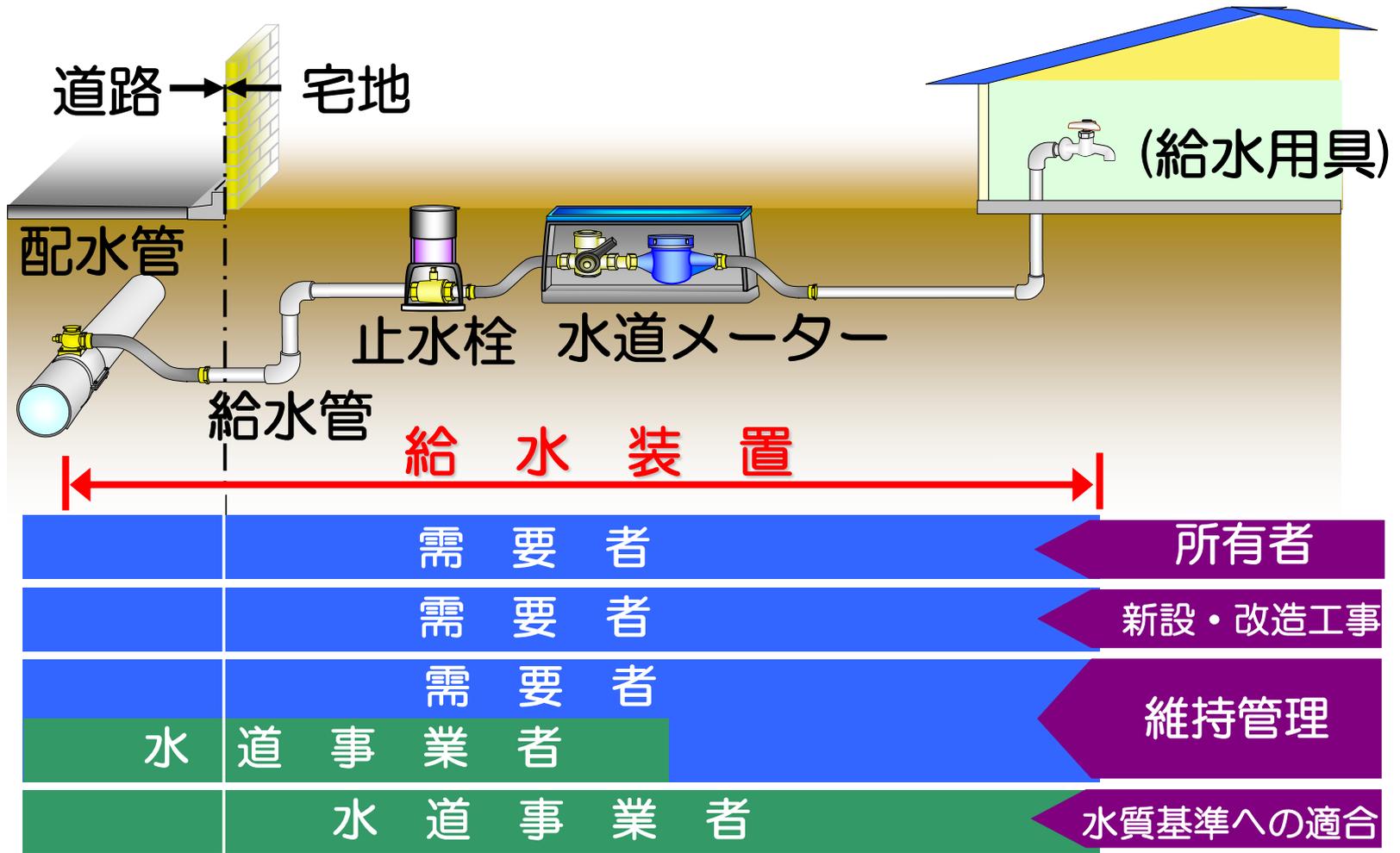
3-1 給水装置の維持管理区分

3-2 給水装置の維持管理の仕組み

3-3 給水用具による逆流事故発生時の対応

3-4 逆流に係る事故防止

3-1 給水装置の維持管理区分



3-2 給水装置の維持管理の仕組み

<指定工事事業者の役割>

- 水道事業者へ工事の届出
- 認証品の確認
- 設置条件の把握・適正工事の実施
- 需要者への説明
- 顧客台帳の作成
- 技術向上及び情報伝達のための研修・受講

<需要者の役割>

- 給水装置工事の届出（委任）
- 給水用具の維持管理の遵守
- 製造者への設置届けの送付
- メンテナンス契約の締結

<国の役割>

- 「給水用具維持管理指針2019」の周知徹底
- 維持管理の必要性についての情報提供
- 認証に疑義が生じたとの報告を受けた場合の対応

など

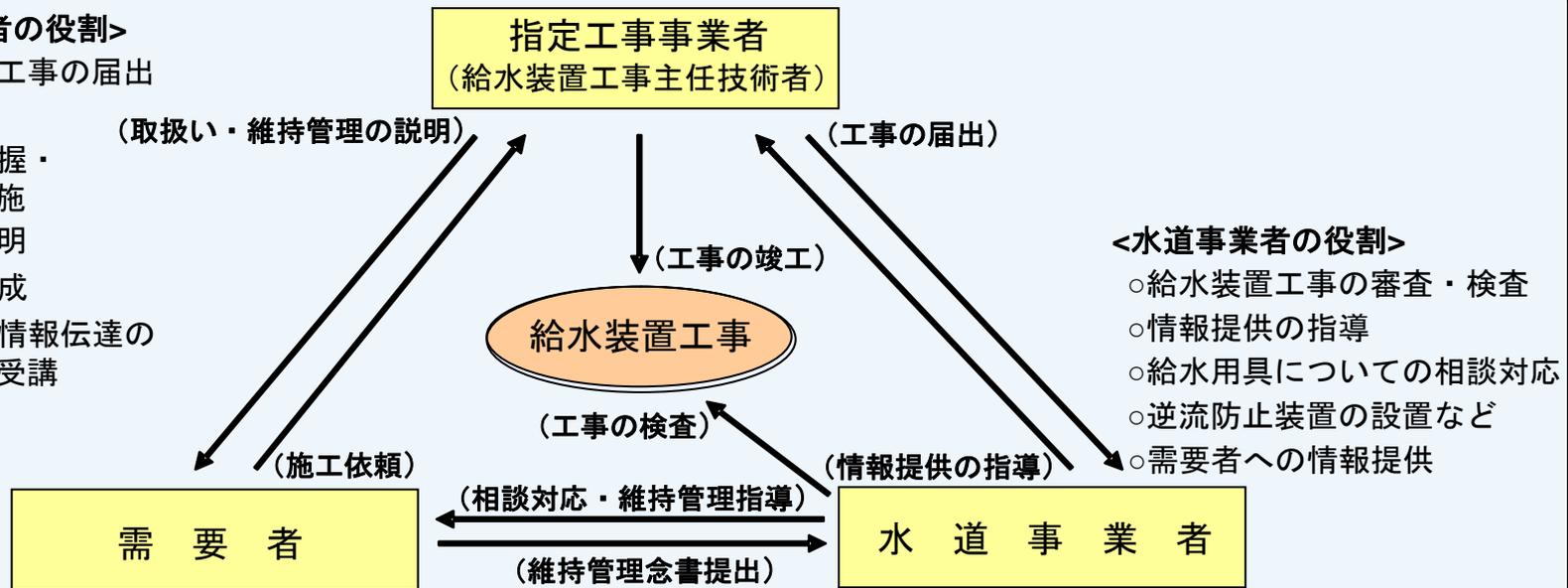
<製造者の役割>

- 構造材質基準に適合していることの証明
- 給水用具についての情報提供
- 給水用具の開発
- 給水用具の販売後における管理など

<第三者認証機関の役割>

- 認証品についての情報提供
- 認証品の経年変化等の調査研究
- 認証に疑義が生じた場合の厚生労働省への報告

など



<水道事業者の役割>

- 給水装置工事の審査・検査
- 情報提供の指導
- 給水用具についての相談対応
- 逆流防止装置の設置など
- 需要者への情報提供

3-3 給水用具による逆流事故発生時の対応

1) 需要者の対応	需要者は、水質異常に気づいた場合、飲用を控えるとともに、最寄りの水道事業者に速やかに連絡する。
2) 水道事業者の対応	水道事業者は、給水用具に起因する逆流事故発生時の連絡を受けた場合は、 水質検査を実施するとともに関係者に通知し、事故原因の調査を行う。 また、 需要者に飲用を控えさせるなど、必要な措置を講じる。
3) 指定工事事業者の対応	指定工事事業者は、給水用具に起因する逆流事故発生時の連絡を受けた場合は、 ただちに水道事業者に連絡し、また顧客台帳などを基に当該給水用具の需要者に使用を中止するように連絡し、早急に取り替えるように説明する。
4) 第三者認証機関の対応	第三者認証機関は、給水用具に起因する逆流事故発生時の連絡を受けた場合は、関係者に連絡し、ホームページ、刊行物等でも情報公開するとともに、その給水用具の認証を取り消す。また、事故対応の状況等を製造者に報告させて確認する。
5) 製造者の対応	既設の製品が逆流事故を起こしたときは、早急に事故原因を究明し、給水用具の欠陥に起因する事故である場合は関係者に連絡し、場合によっては早急に新聞紙上でリコールを公表するなどの対応を図るとともに、その都度状況を第三者認証機関及び国に報告する。

3-4 逆流に係る事故防止

逆流防止対策

○ 吐水口空間の確保

- 吐水口最下端から越流面までの垂直距離
- 近接壁から吐水口中心までの水平距離 (※25mmを超えるものは最下端)

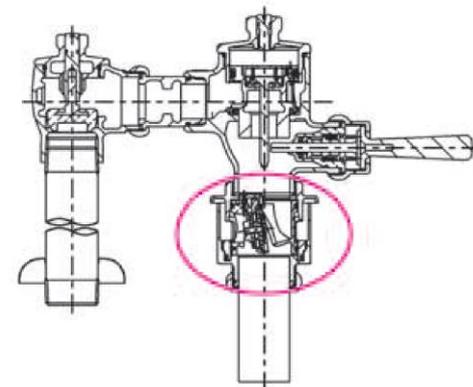
○ 逆流防止弁の設置

- ばね式、自重式等



○ 負圧破壊

- バキュームブレーカ等



つなげる

4 禁止事項及び注意事項について

(内容)

4-1 クロスコネクション（誤接合）

4-2 無断工事その他違反行為

4-3 道路掘削を伴う際の道路復旧条件

4-1 クロスコネクション（誤接合）

水道法施行令第6条第1項第6号

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと

「給水装置以外の水管」とは、

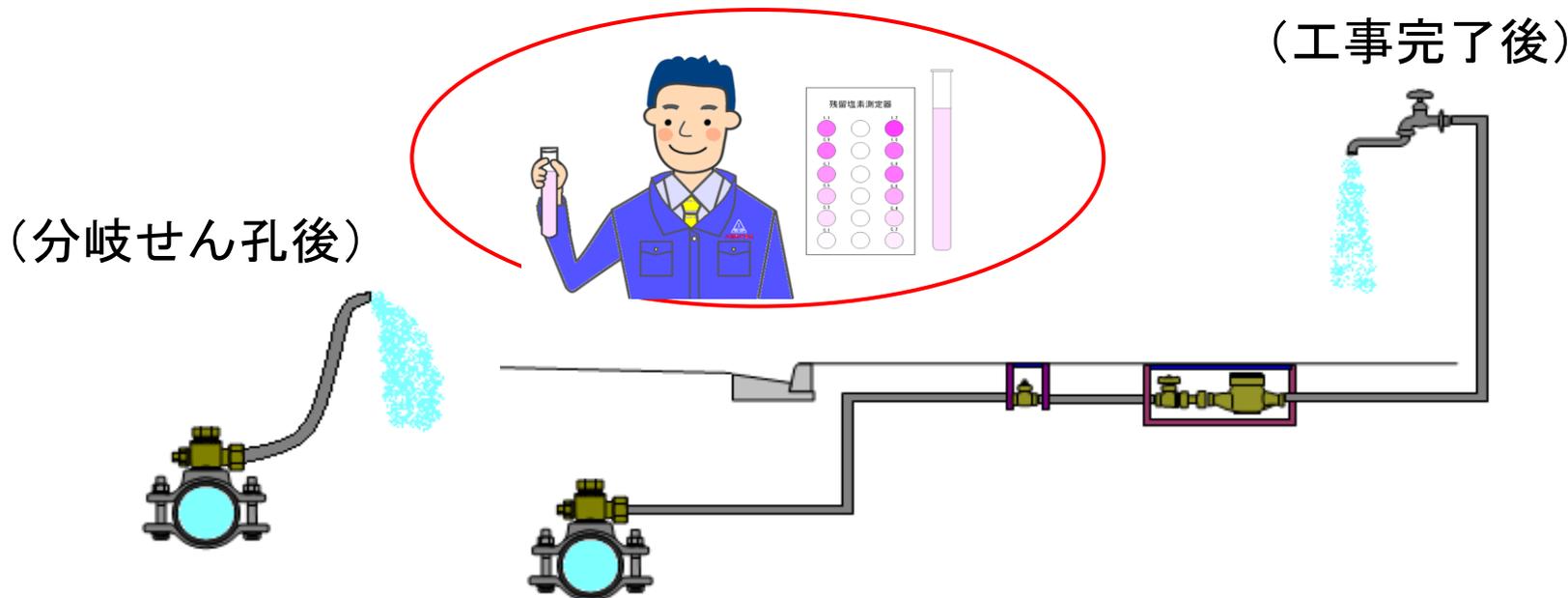
工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれる

4-1 クロスコネクション（誤接合）

誤接合防止対策

- その他水管の埋設状況、管表示テープ（青）確認
- 残留塩素濃度の確認（適宜、臭気・色・濁り等も確認）

（残留塩素濃度の測定）



※ 残留塩素濃度の測定は、取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

4-1 クロスコネクション（誤接合）

- 危険度の高い薬品類を使用している、又は、
水質汚染事故発生の危険度の高い業種
 - 毒物劇物取扱業（メッキ）
 - クリーニング業
 - 写真及び製版業
 - 印刷業
 - 染色業 等

- 水道以外の水を併用している業種
 - 工業用水道水との併用
 - 井戸水等との併用 等

4-1 クロスコネクション（誤接合）

危険な給水配管及び設備の例

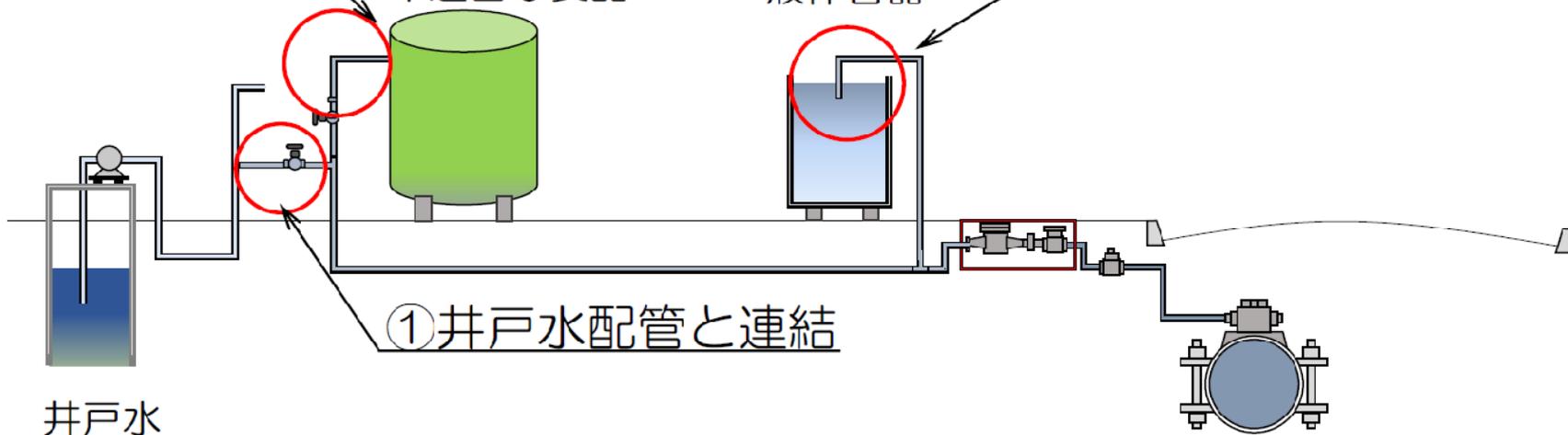
②不適合製品と連結

構造や材質基準に
不適合な製品

水道以外の
液体容器

③液体容器に水没

①井戸水配管と連結



※特に①②③の事例は、水道法施行令で定める給水装置の構造及び材質基準に適合しない事例

4-2 無断工事その他違反行為

○ 法令の遵守

法令関係の遵守は、信頼性の基本

法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる（水道法第25条の5第3項）

4-2 無断工事その他違反行為

(例) 那須塩原市水道事業給水条例第5条第1項

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

4-2 無断工事その他違反行為

[工事に関する届出の違反事例]

- 水道事業者へ工事申込みの手続きを行わないで施行した。
- 水道事業者の工事承認を得ないで施行した。
- 水道事業者へ設計変更の届出を行わず、当初の申込みとは大きく異なる施行をした。
- 道路管理者へ道路占用申請を行わず道路を掘削し、給水管引込工事を施行した。

工事申込みが不要なもの

水道法施行規則第13条

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

4-2 無断工事その他違反行為

[指定に関する届出の違反事例]

- 事業の休止・廃止・再開の届出がない。
(特に休止・廃止の届出忘れに注意)
- 事業所の名称、所在地等の変更の届出がない。
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がない。
(特に解任の届出忘れに注意)

4-2 無断工事その他違反行為

[不正・不誠実な行為の事例]

- 入居に間に合わすため、水道事業者は無届で私設メーターを設置し、水道水を使用した。
- 水道事業者の水道メーターを無断で他の場所に流用した。
- 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- 排水の点検と称し床下のパイプを壊し「水が漏れているので直さないと床下に水が流れてしまう。」と不実の告知をし、工事請負契約を締結した。
(特定商取引法違反及び詐欺未遂で逮捕)

4-3 道路掘削を伴う際の道路復旧条件

[道路占用許可条件の違反例]

- 許可条件で定める本復旧を行わなかった。
- 許可内容とは異なる路盤構成又は影響幅で復旧を行った。
- 許可条件で定める自然転圧期間を経ずに本復旧を行った。
- 工事完了後、工事写真及び完了届を提出しなかった。



必ず道路管理者の指示に従い、道路工事及び書類提出を実施してください。

5 水道事業者からの連絡事項

(内容)

5-1 3市町共通の連絡事項

5-2 那須塩原市からの連絡事項

5-1 3市町共通の連絡事項

[給水装置工事申込書の変更について]

給水装置工事申込書の県内標準化に伴い、令和7年4月1日より、新様式による申請受付となります。詳細は、各市町の担当者及びホームページを御確認ください。

- ・ 那須塩原市ホームページ

[ホーム](#) > [組織から探す](#) > [管理課（上下水道部）](#) > [申請様式ダウンロード](#)
> [水道に関する申請書](#) > [給水装置工事承認願](#)

掲載場所⇒



- ・ 大田原市ホームページ

「給水装置工事事業者の方へ」の「給水装置工事に関する様式」に掲載

- ・ 那須町ホームページ

今後掲載予定。詳細は担当者に御確認ください。

5-1 3市町共通の連絡事項

[無届工事、無資格工事等の禁止]

無届工事や無資格工事等の違反行為を行った場合、罰則の適用となり、処分の対象となります。法令を遵守してください。

[道路掘削を伴う工事の道路復旧に係る工事完了の報告について]

道路掘削を伴う工事について、許可条件で定める道路復旧を行わない又は復旧後の工事完了に係る書類が未提出となっているケースが多数あります。工期内の本復旧完了を厳守し、適切に対応してください（各路盤材の埋設写真の管理、完了後の速やかな書類提出）。

※完了に係る提出資料の詳細は、各市町に確認。

5-2 那須塩原市からの連絡事項

[給水装置工事に係る手数料の変更について]

令和7年4月1日より給水装置工事に係る手数料が変更となります。

(排水設備工事に係る手数料も同様)

	3/31まで(現行)	4/1以降(改定後)
給水装置工事の設計審査料	1,500円	2,000円
給水装置工事の工事検査料		
排水設備計画確認手数料		
排水設備検査手数料		

未来へと

受講報告について

**本講習会の開催通知に記載のリンクから受講報告をしてください。
ご清聴ありがとうございました。**